



清田保健センターの健康相談をご利用ください

曜日	午前 (午前8時45分~10時)	実施週	午後 (午後1時~2時)	実施週
月	生活習慣改善相談(予約制)	第1、第3	精神発達相談(予約制) 妊産婦健康相談 女性の健康相談	第1~4 第1、第3 第2
火	4カ月児健診 ツベルクリン反応検査 母性相談	第1~3 第1~3 第1~3	心の健康相談(予約制)	第1~4
水	社会復帰学級 エキノコックス症検査 エイズ相談・検査(予約制) 胃がん・大腸がん検診(予約制) 離乳中期講習会(4月・11月休講)	第1~4 第1、第3 第1、第3 第2 第3	社会復帰学級 3歳児健診	第1~4 第1、第3
木	乳幼児再来 ツベルクリン反応判定・BCG接種	第1~3 第1~3	母親教室(1月・4月・8月休講) 歯科相談(予約制)	第1~4 第1~3
金	1歳6カ月児健診	第1、第3	離乳初期講習会(1月・8月休講)	第3

詳細：地域保健課保健予防係 ☎ 889-2400(内線513)

健康づくり講演会

心地よい香りで
心身をリラックス
させるアロマテラピー



時30分〜3時

- ◆会場 区役所2階2A会議室
- ◆定員 50人(先着順)
- ◆費用 無料

◆日時 11月20日(木)午後1時~2時

◆講師 アロマコーディネーター 下村絵美氏

◆申込先・詳細 地域保健課健康推進係

◆費用 無料

◆申込方法 11月11日(火)~14日(金)の午前9時~午後5時に電話でお申し込みください。

◆日時 11月20日(木)午後1時~2時

◆費用 無料

◆申込先・詳細 地域保健課健康推進係

路上駐車をやめて 安全な街に セーブ



手当を受けられるのはどんな人?

第2子目までは月額5千円、第3子目以降には月額1万円。これは、児童一人当たり支給される児童手当の額です。児童手当はどのような人に支給され、また、手当を受けるためにはどのような手続きが必要なのでしょう。

児童手当は、①児童が6歳になった最初の3月31日までの間にその児童を育てている方(養育者)で、②その方の前年(手続きの時期などによっては「前々年」)の所得が一定額以下のときに受けることができます。

なお、所得の限度額は、扶

養者数によって異なります。

手続きはいつから受けることができるの??

児童手当は、請求手続きをしなければ支給されません。共働きなどで、養育者が複数となる場合は、主たる生計維持者が代表して請求することになります。

出生や引越して市町村が変わったときなど、新たに児童手当を受ける場合は、請求者の住民票のある市町村で「認定請求」手続きをしましょう(公務員の場合は勤務先)。

出生届や転入届などの必要な手続きを済ませたら、忘れずに児童手当担当窓口にも足を運びましょう。

手当はいつから受けることができるの??

児童手当は「手続きをした日の属する月の翌月分から」支給されます。

出生による請求手続きは、すぐにできない場合があります。このようなときは、生まれた日から15日以内に請求手続きをすれば、生まれた月の翌月分からの手当を受けることができます。

児童手当は、2月・6月・10月に、それぞれの支払月の前月分までが振り込まれます。

認定請求手続きに必要なもの

- ①請求者の印鑑
- ②請求者名義の預金通帳(郵便局を除く)
- ③請求者の前年の所得証明書
平成15年11月に申請手続きをする場合に必要所得証明書は、平成15年1月1日現在に住居登録をしていた市町村で発行します。
- ④厚生年金等加入証明書(請求者が厚生年金や共済組合加入者のとき)
用紙は請求手続きの際にお渡しします。

問い合わせ
保健福祉サービス課福祉
助成係(区役所1階9番
窓口)

☎(889)2400(内線346)

このほか、手当受給中に市外に転出したり、受給者の公的年金加入状況や児童の養育者が変わったりしたときなど、その都度手続きが必要です。詳しくは、左記までお問い合わせください。